口座を買ったり、売ったり…

罰則引上げ！

JAFIC
イメージキャラクター
うたとり

1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

罰則の対象行為

①買う・譲り受ける行為

②売る・譲り渡す行為

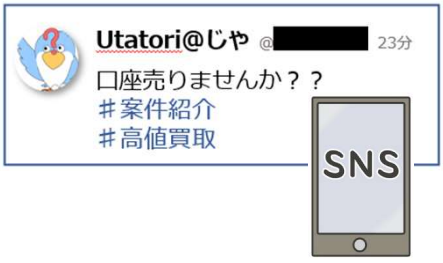

③勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
ＩＤやパスワード等

①預貯金通帳等

暗号資産ウォレット
ＩＤやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

②暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ＩＤ・パスワード等

ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ＩＤ・パスワード等

③その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

警察庁 National Police Agency
金融庁 Financial Services Agency
宮城県警察 Miyagi Prefectural Police